

◎ 地区計画届出の手引き ◎

1. 地区計画について

地区計画は、他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度です。

地区計画に定められたまちづくりの目標を実現するため、地区計画（地区整備計画）の区域内で次のような行為をする場合は、行為の着手 30 日前までに市長に届け出なければなりません。

なお、届出内容が地区計画（地区整備計画）に適合しない場合は、市長は、設計変更その他の必要な措置を取ることを勧告することができます。

2. 地区計画の届出が必要な行為（都市計画法第 58 条の 2 第 1 項）

①土地の区画形質の変更（敷地の盛土・切土などの造成工事を行う場合）

②建築物の建築又は工作物の建設

③建築物等の用途の変更

④建築物等の形態・意匠の制限が定められている場合における建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

⑤現存する樹林地、草地の保全に関する制限が定められている場合における木材の伐採

※ただし、開発許可（都市計画法第 29 条第 1 項）を要する行為は届出不要です。

3. 届出が不要な行為

①通常の実管理行為、軽易な行為

②非常災害の応急措置として行う行為

③国又は地方公共団体が行う行為

④都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

管理行為・軽易な行為の例：仮設や農林漁業の建築物や工作物、これらの建築のための土地の区画形質の変更、一定規模以下の屋外広告物用の工作物など。

4. 届出に必要な書類

①地区計画の区域内における行為の届出書（別紙様式）…正・副 各 1 部

②行為の種別により、届出書に次の図面を各 1 部添付してください。

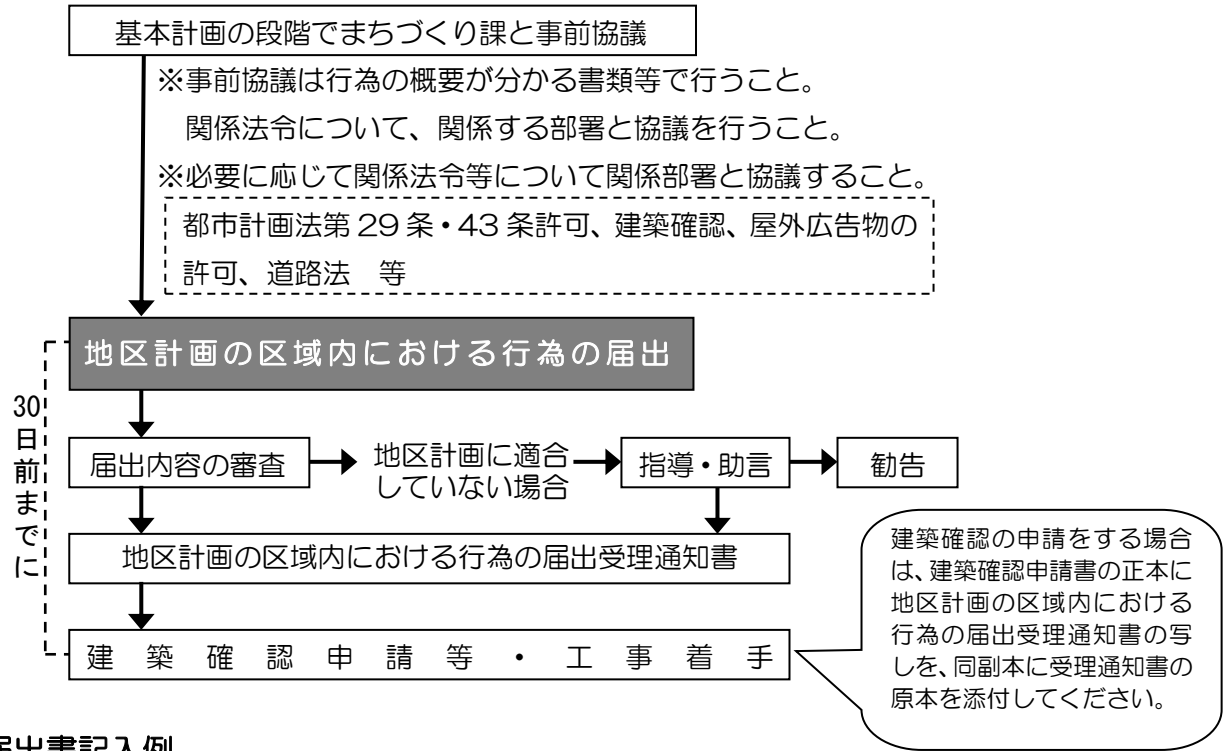
行為の種別		図面	縮尺	備考
(1)土地の区画形質の変更		位置図	1/1,000 以上	当該土地の区域並びに当該区域及び区域周辺の公共施設を表示
		設計図	1/100 以上	土地利用計画図、造成計画平面図、断面図等
(2)建築物の建築、工作物の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更	共通事項	位置図	1/1,000 以上	方位、道路及び目標となる地物の表示
		配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
	建築物の場合	立面図	1/50 以上	2面以上とし、各立面図の外観及び屋根に色彩を表示 地盤面からの高さを表示
		各階平面図	1/50 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更		(2)と同じ		

5. 地区計画の届出に関するお問い合わせ・届出先

鳴門市役所 都市建設部 まちづくり課 都市計画担当

電話：088-684-1289・1171 FAX：088-684-1339

■地区計画の届出フロー図



■届出書記入例

別記様式第11の2（第43条の9関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

令和〇年 〇月 〇〇日

鳴門市長 殿

届出者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
氏名 〇〇 代表取締役〇〇〇〇

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- (1) 土地の区画形質の変更
(2) 建築物の建築又は工作物の建設
(3) 建築物の用途の変更
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更
(5) 本竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 鳴門市〇〇町〇〇字〇〇 〇番〇
2 行為の着手予定日 令和 〇 年 〇〇月 〇〇日
3 行為の完了予定日 令和 〇 年 〇〇月 〇〇日
4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積 m^2				
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	(建築物の建築 工作物の建設) (新築 改築 増築 移転)			
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			520 m^2
		(ii) 建築又は建設面積	200 m^2	m^2	200 m^2
		(iii) 延べ面積	600 m^2	m^2	600 m^2
		(iv) 高さ地盤面から m	(vi) 用途 共同住宅		
		(v) 緑化施設の面積 m^2	(vii) 垣又はさくの構造		
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	m^2				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 本竹の伐採	伐採面積 m^2				